

# 触法障害者の受け入れに関する調査報告 (二次調査)

## 調査・研究委員会

※この調査は、平成 28 年度『全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査』（以下、全国調査）において、「地域生活移行個別支援特別加算を受給している」と回答した 38 施設・事業所に対して実施した二次調査の報告である。

### 【調査基準日】

平成 28 年 12 月 1 日

### 【調査票送付回収状況】

施設・事業所種別	全国調査 対象施設数	当該調査 送付施設数(a)	当該調査 対象施設数(b)	調査票回収数		有効回答率(%) (c)/(b)
					有効回答(c)	
施設入所支援	1,184	33	27	24	15	55.6
宿泊型自立訓練	21	5	5	4	4	80.0
計	1,205	38	32	28	19	59.4

※(a)には全国調査で当該加算を受給していると回答したが実際には対象者がいなかった事業所を含む

※回収した 28 施設のうち、9 施設は数値無回答（うち 6 施設は数値・コメントとも無回答）

※表中では施設入所支援を「施設入所」、宿泊型自立訓練を「宿泊型」と略すことがある

※表中の実数は施設数もしくは人数、( ) は%をあらわす

※%は実数より算出し四捨五入しているため、合計が 100%とならないことがある

# 1. 本会調査と国の資料等との比較

本会調査における地域生活移行個別支援特別加算の取得状況（当該調査および地域支援部会実施調査）と、平成 29 年 3 月に開催された「厚生労働省障害福祉関係主管課長会議」で示された同加算の算定実績とを比較した（調査基準日に違いはあるがいずれも平成 28 年度の数値）。

厚生労働省障害福祉関係主管課長会議（平成 29 年 3 月 8 日開催）の資料によれば、平成 28 年 10 月現在、当該加算を算定している人数は 497 人、内訳は、グループホーム 386 人（77.7%）、障害者支援施設 45 人（9.1%）、宿泊型自立訓練 66 人（13.3%）であった。グループホームでの受け入れが全体の 8 割弱と圧倒的に多かった。

厚生労働省会議資料の事業種別毎の算定人数を分母とし、本会実施調査から得た人数と比較したところ、グループホームでは 386 人中 35 人（9.1%）、障害者支援施設は 45 人中 15 人（33.3%）、宿泊型自立訓練では 66 人中 9 人（13.6%）、全体では 497 人中 59 人（11.9%）であった。

	厚生労働省障害福祉関係主管課長 会議資料（H29.3.8 開催）	触法障害者の受け入れに関する二 次調査（当該調査）	平成 28 年度全国グループホーム 実態調査（本会地域支援部会）
	平成 28 年 10 月現在	平成 28 年 12 月 1 日現在	平成 28 年 4 月 1 日現在
グループホーム	386 人 (100)		35 人 (9.1)
障害者支援施設	45 人 (100)	15 人 (33.3)	
宿泊型自立訓練	66 人 (100)	9 人 (13.6)	
計	497 人 (100)	24 人 (4.8)	35 人 (7.0)

# 2. 法人および事業所の状況

## (1) 定員規模別事業所数

本調査の対象となった地域生活移行個別支援特別加算を取得している「施設入所支援」と「宿泊型自立訓練」の定員規模別の分布状況を見たところ、施設入所支援では各定員規模階級に分散しており触法障害者の受け入れに定員規模はあまり関係が無いことが窺えた。一方、宿泊型自立訓練は、すべて 30 人以下の事業所であったが、事業所の特徴として最も多い定員規模が 20 人であるためと推察される。

	～20 人	21～30 人	31～40 人	41～50 人	51～60 人	61～100	101～150	計
施設入所支援		2 (13.3)	3 (20.0)	2 (13.3)	2 (13.3)	5 (33.3)	1 (6.7)	15 (100)
宿泊型自立訓練	3 (75.0)	1 (25.0)						4 (100)
計	3 (15.8)	3 (15.8)	3 (15.8)	2 (10.5)	2 (10.5)	5 (26.3)	1 (5.3)	19 (100)

## (2) 法人における関係事業の受託状況

触法障害者を受け入れ、地域生活移行個別支援特別加算を取得している事業所を運営している法人の関係事業の運営等について整理した。

受け入れている 19 事業所のうち 9 か所（47.4%）が「委託相談支援事業」を運営しており、「地域生活定着支援センター」が 3 か所（15.8%）、「基幹型相談支援センター」が 2 か所（10.5%）と、19

法人中、半数を超える 10 法人がこれらの事業のうち 1 つ又は複数を経営していた。

	地域生活定着支援センター	基幹型相談支援センター	委託相談支援事業	自立援助ホーム	その他	事業所数
施設入所	2 (13.3)	1 (6.7)	6 (40.0)		1 (6.7)	15 (78.9)
宿泊型	1 (25.0)	1 (25.0)	3 (75.0)			4 (21.1)
計	3 (15.8)	2 (10.5)	9 (47.4)	—	1 (5.3)	19 (100)

### (3) 法人における指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業の運営状況

法人における指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業【地域移行支援】・同【地域定着支援】の運営状況を整理した。最も多かったのは「指定特定相談支援事業」14 か所 (73.7%)、次に「地域移行支援」13 か所 (68.4%)、「地域定着支援」12 か所 (63.2%) であった。法人毎の運営状況をみると、相談 3 事業の全てを経営しているのは 11 法人、2 事業が 2 法人、1 事業が 2 法人、3 事業のいずれも運営していないのは 4 法人であった。またこの 4 法人は、前 4 事業も運営もしていなかった。

	施設入所支援	宿泊型自立訓練	計
指定特定相談支援事業を経営している	10 (66.7)	4 (100)	14 (73.7)
指定一般相談支援事業【地域移行支援】を経営	9 (60.0)	4 (100)	13 (68.4)
指定一般相談支援事業【地域定着支援】を経営	8 (53.3)	4 (100)	12 (63.2)
何も行っていない	4 (26.7)	0 (0)	4 (21.1)
事業所数	15 (78.9)	4 (21.1)	19 (100)

## 3. 地域生活移行個別支援特別加算対象利用者の状況

### (1) 平成 28 年 12 月 1 日現在までの地域生活移行個別支援特別加算 (Ⅱ) の対象利用者数

回答のあった 19 事業所では、調査基準日までに 36 人を受け入れていた (調査基準日 24 人、基準日前日まで 12 人)。重大な他害行為を行った場合の「医療観察法に基づく通院決定を受けてから 3 年を経過していない者【A】」はおらず、「矯正施設若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放の後、3 年を経過していない者【B】」が 34 人、「その他 (準ずる者)」が 2 人であった。また、男女比では男 30 人 (83.3%)、女 6 人 (16.7%) と圧倒的に男が多かった。

基準日	3 年を経過していない者の区分	性別		小計	合計
		男	女		
H28.12.1 現在	医療観察法に基づく通院決定を受けてから 3 年を経過していない者【A】				24 (100)
	矯正施設若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放の後、3 年を経過していない者【B】	19 (79.2)	3 (12.5)	22 (91.7)	
	その他 (準ずる者)	2 (8.3)		2 (8.3)	
H28.11.30 以前	上記【A】				12 (100)
	上記【B】	9 (75.0)	3 (25.0)	12 (100)	
	その他 (準ずる者)				
合計		30 (83.3)	6 (16.7)		36 (100)

※上記【A】の合計は 34 人、上記【B】の合計は 2 人

### (2) 矯正施設若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放の後、3 年を経過していない者【B】の状況

### ①矯正施設等の内訳

退院・退所してきた矯正施設若しくは保護施設の内訳を整理した。最も多かったのは「刑務所」24人(66.7%)，次いで「少年院」3人(8.3%)，「少年刑務所」2人(5.6%)，「拘置所」と「少年鑑別所」はそれぞれ1人(2.8%)，5人は「無回答」であった。

	H28. 12. 1 現在			H28. 11. 30 以前			合計 (Ⅰ)+(Ⅱ)
	施設入所	宿泊型	計(Ⅰ)	施設入所	宿泊型	計(Ⅱ)	
刑務所	8 (53.3)	7 (77.8)	15 (62.5)	7 (70.0)	2 (100)	9 (75.0)	24 (66.7)
少年刑務所	1 ( 6.7)		1 ( 4.2)	1 (10.0)		1 ( 8.3)	2 ( 5.6)
拘置所		1 (11.1)	1 ( 4.2)			0 ( 0)	1 ( 2.8)
少年院	2 (13.3)		2 ( 8.3)	1 (10.0)		1 ( 8.3)	3 ( 8.3)
少年鑑別所		1 (11.1)	1 ( 4.2)			0 ( 0)	1 ( 2.8)
婦人補導院			0 ( 0)			0 ( 0)	0 ( 0)
加算対象者【B】	15 (62.5)	9 (37.5)	24 ( 100)	10 (83.3)	2 (16.7)	12 ( 100)	36 ( 100)

### ②事業所に入所するまでの状況

受け入れ事業所に入所するまでの経路で最も多かったのは「矯正施設を退所等後すぐ入所」24人(66.7%)，次いで「更生保護施設・自立準備ホームを経由」3人(8.3%)，「一定期間在宅(更生保護施設等退所後も含む)」2人(5.6%)，「その他」5人(13.9%)であった。

	H28. 12. 1 現在			H28. 11. 30 以前			合計 (Ⅰ)+(Ⅱ)
	施設入所	宿泊型	計(Ⅰ)	施設入所	宿泊型	計(Ⅱ)	
矯正施設を退所等の後すぐ入所	10 (66.7)	4 (44.4)	14 (58.3)	9 (90.0)	1 (50.0)	10 (83.3)	24 (66.7)
更生保護施設・自立準備ホーム経由		1 (11.1)	1 ( 4.2)	1 (10.0)	1 (50.0)	2 (16.7)	3 ( 8.3)
一定期間在宅(更生保護施設等退所後含)	2 (13.3)		2 ( 8.3)			0 ( 0)	2 ( 5.6)
その他	1 ( 6.7)	4 (44.4)	5 (20.8)			0 ( 0)	5 (13.9)
加算対象者【B】	15 (62.5)	9 (37.5)	24 ( 100)	10 (83.3)	2 (16.7)	12 ( 100)	36 ( 100)

### ③矯正施設等への入所に至った主たる触法行為の種類

矯正施設等への入所に至った触法行為の種類で最も多かったのは「窃盗・万引き」23人(63.9%・男19人・女4人)で，3位の「詐欺・無銭飲食含む」の3人(8.3%)を合わせると26人72.2%となることから，何らかの経済的理由が犯行の動機と推察できる。2位の「暴行・傷害」4人(11.1%)，5位の「わいせつ」「脅迫」1人はいずれも男であった。

	窃盗・万引き		器物破損		暴行・傷害		わいせつ	
	男	女	男	女	男	女	男	女
H28. 12. 1 現在	13 (54.2)	2 ( 8.3)			1 ( 4.2)		1 (4.2)	
H28. 11. 30 以前	6 (50.0)	2 (16.7)			3 (25.0)			
小計	19 (52.8)	4 (11.1)	0 ( 0)	0 ( 0)	4 (11.1)	0 ( 0)	1 (2.8)	0 ( 0)
合計	23 (63.9)		0 ( 0)		4 (11.1)		1 (2.8)	
	詐欺(無銭飲食含む)		脅迫		その他		不明	合計
	男	女	男	女	男	女		
H28. 12. 1 現在	2 (8.3)		1 (4.2)		2 (8.3)	1 (4.2)	1 (4.2)	24 (66.7)
H28. 11. 30 以前		1 (8.3)						12 (33.3)
小計	2 (5.6)	1 (2.8)	1 (2.8)	0 ( 0)	2 (5.6)	1 (2.8)	1 (2.8)	36 ( 100)
合計	3 (8.3)		1 (2.8)		3 (8.3)		1 (2.8)	36 ( 100)

### (3) 加算対象利用者を受け入れた際の相談経路（主たる相談元）

加算対象利用者を事業所が受け入れる際にどこが紹介したかを示した。圧倒的に多かったのは「地域生活定着支援センター」30人（83.3%）、2位が「相談支援事業所」4人（11.1%）、3位「基幹型相談支援センター」2人（5.6%）。「児童相談所」「市町村」「家族」も各1人あった。

	人数		人数
①相談支援事業所	4 (11.1)	⑩精神科病院	0 ( 0)
②地域生活定着支援センター	30 (83.3)	⑪地域包括支援センター	0 ( 0)
③基幹型相談支援センター	2 ( 5.6)	⑫市町村	1 ( 2.8)
④警察 ⑤検察庁 ⑥保護観察所	0 ( 0)	⑬保健所	0 ( 0)
⑦更生保護施設・自立準備ホーム	0 ( 0)	⑭家族	1 ( 2.8)
⑧児童相談所	1 ( 2.8)	⑮本人	0 ( 0)
⑨知的障害者更生相談所	0 ( 0)	その他	0 ( 0)
加算対象者			36 ( 100)

## 4. 加算対象者の入所時（加算開始時）の状況

### (1) 加算対象者の入所時の年齢

最も多かったのは「30～39歳」10人（27.8%）、次いで「40～49歳」7人（19.4%）、「20～29歳」6人（16.7%）と、この3つで23人（63.9%）となり、加算対象者の受け入れ年齢は20代から40代で全体の3分2を占めた。また「75歳以上」を除けば各年齢階級にいることも一つの特徴といえる。

	～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～74歳	75歳以上	計
施設入所	1 (4.0)	3 (12.0)	4 (16.0)	6 (24.0)	4 (16.0)	2 (8.0)	4 (16.0)	1 (4.0)		25 (69.4)
宿泊型		1 ( 9.1)	2 (18.2)	4 (36.4)	3 (27.3)	1 (9.1)				11 (30.6)
計	1 (2.8)	4 (11.1)	6 (16.7)	10 (27.8)	7 (19.4)	3 (8.3)	4 (11.1)	1 (2.8)	0 ( 0)	36 ( 100)

### (2) 加算対象者の障害支援区分の状況

入所時若しくは入所後最も早く取得した障害支援区分は、36人中23人（63.9%）と全体の6割強が区分4以上の重度であった。最も多かったのは区分4の17人（47.2%）、次いで区分5が5人（13.9%）、区分2・区分3に3人ずつであった。一方、非該当・未判定も3人ずついた。

	未判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
施設入所				2 (8.0)	1 (4.0)	16 (64.0)	5 (20.0)	1 (4.0)	25 (69.4)
宿泊型	3 (27.3)	3 (27.3)	1 (9.1)	1 (9.1)	2 (18.2)	1 (9.1)			11 (30.6)
計	3 ( 8.3)	3 ( 8.3)	1 (2.8)	3 (8.3)	3 ( 8.3)	17 (47.2)	5 (13.9)	1 (2.8)	36 ( 100)

### (3) 加算対象者の障害手帳所持の状況

加算対象利用者36人中31人（86.1%）が療育手帳を所持しており、手帳未取得1人を除くと9割

弱（88.6%）が知的障害の判定を受けていることがわかる。一方、身体障害者手帳所持者は3人、精神保健福祉手帳所持者は2人であった。また、障害手帳所持者のうち発達障害（自閉スペクトラム症・ADHD等）が4人（11.1%）、高次脳機能障害が2人（5.6%）含まれていた。

	療育手帳		身体障害者 手帳	精神保健福祉 手帳	手帳未取得	加算対象者
	軽度・中度	重度・最重度				
施設入所	23 (92.0)		1 (4.0)			25 (100)
宿泊型	8 (72.7)		2 (18.2)	2 (18.2)	1 (9.1)	11 (100)
計	31 (86.1)	0 (0)	3 (8.3)	2 (5.6)	1 (2.8)	36 (100)

	発達障害(自閉スペクトラム症・ADHD等)	高次脳機能障害	計	加算対象者
施設入所	2 (8.0)	1 (4.0)	3 (12.0)	25 (100)
宿泊型	2 (18.2)	1 (9.1)	3 (27.3)	11 (100)
計	4 (11.1)	2 (5.6)	6 (16.7)	36 (100)

## 5. 過去に加算対象者だった利用者の状況

### (1) 加算対象期間

過去に加算対象だった利用者の加算対象期間等を整理し、12人の有効回答を得た。当該加算の最長期間である「3年」が4人（33.3%）、「1年以上2年未満」4人（33.3%）、「半年未満」2人（16.7%）、「半年以上1年未満」と「2年以上3年未満」に1人ずつとなっていた。

	半年未満	半年以上1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年	計
施設入所	2 (20.0)		3 (30.0)	1 (10.0)	4 (40.0)	10 (100)
宿泊型		1 (50.0)	1 (50.0)			2 (100)
計	2 (16.7)	1 (8.3)	4 (33.3)	1 (8.3)	4 (33.3)	12 (100)

### (2) 過去に加算対象だった者の加算開始時、終了時と現在（H28.12.1）の状況

加算開始時と加算終了時および調査基準日（H28.12.1）の3つの時点に住まい別に表した。

#### ①加算開始時（受け入れ時）施設入所支援

回答のあった14人のうち、加算終了時点で9人（64.3%）が他の入所も含めた「施設入所支援」に、2人（14.3%）は「家族と在宅で生活」、「宿泊型自立訓練」と「グループホーム」に1人ずつ、1人は「不明」であった。また、調査基準日には、他の入所を含めた「施設入所支援」に8人（80.0%）が留まり、1人は「宿泊型自立訓練」、1人は「再犯等により矯正施設」に入っていた（4人は無回答）。

#### ②加算開始時（受け入れ時）宿泊型自立訓練

回答のあった2人のうち、加算終了時点で1人は「施設入所支援」、もう1人は「一人暮らし」をしていた。調査基準日には、1人は「家族と在宅で生活」、1人は「一人暮らし」をしていた。

	加算終了時（移行）			H28.12.1現在の状況		
	施設入所	宿泊型	計	施設入所	宿泊型	計
①入所施設（他入所含む）	9 (64.3)	1 (50.0)	10 (62.5)	8 (80.0)		8 (66.7)
②宿泊型自立訓練を利用	1 (7.1)		1 (6.3)	1 (10.0)		1 (8.3)
③グループホームを利用	1 (7.1)		1 (6.3)			0 (0)
④家族と在宅で生活	2 (14.3)		2 (12.5)		1 (50.0)	1 (8.3)
⑤一人暮らし		1 (50.0)	1 (6.3)		1 (50.0)	1 (8.3)
⑥再犯等により矯正施設へ			0 (0)	1 (10.0)		1 (8.3)
⑦不明	1 (7.1)		1 (6.3)			0 (0)
⑧その他			0 (0)			0 (0)
計	14 (100)	2 (100)	16 (100)	10 (100)	2 (100)	12 (100)

全体から窺えることとして、受け入れ事業種別にかかわらず加算対象 16 人のうち再犯等により矯正施設へ戻った 1 人と、無回答 4 人を除く 11 人が矯正施設以外で暮らし続けていることから、触法障害者の矯正施設退所後の受け皿として障害福祉サービスが果たす役割は大きいのではないだろうか。

## 6. 触法障害者を受け入れたことによる「良かった点」

触法障害者を受け入れた事業所に「受け入れたことによる良かった点」を問うたところ、「職員及び事業所の質の向上」と「加算等による事業所収入の増加」が同数で 1 位、次いで「社会的ニーズに対する貢献実績」「地域の社会資源とのネットワーク構築」と続いた。

	職員及び事業所の質の向上	地域の社会資源とのネットワーク構築	社会的ニーズに対する貢献実績	加算等による事業所収入の増加	その他	事業所実数
施設入所	10 (66.7)	7 (46.7)	8 (53.3)	10 (66.7)	1 (6.7)	15 (100)
宿泊型	2 (50.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	2 (50.0)		4 (100)
計	12 (63.2)	8 (42.1)	9 (47.4)	12 (63.2)	1 (5.3)	19 (100)

## 7. 自由記述に関するまとめ

以下はそれぞれの設問に関する自由記述の主だった意見を分類し、箇条書きにまとめたものである。なお、各内容について記載があった事業所をカウントし、数が多い順に掲載している。

### (1) 触法障害者への支援で「有効だった支援」

- ・ チーム支援（他機関との連携支援、職員間の役割分担と統一した支援、定期的な会議）
- ・ 本人への個別の支援（個別面談、居場所・役割づくり、受容と共感、褒められる経験）
- ・ 環境の調整・支援（個別の生活環境設定、ニーズに基づいた環境調整）
- ・ (障害) 特性に応じた支援（障害特性や認知症状などへの対応、各障害分野の専門知識）
- ・ スタッフの研修

### (2) 触法障害者を実際に支援する上で直面した困難や課題

### ①地域生活移行個別支援特別加算を受ける上での困難や課題

- ・資格要件（有資格者の確保と配置）
- ・研修の実施（定期研修の実施）
- ・ケア会議の調整（ケア会議の日程や連絡調整）
- ・医療機関との連携（毎月の連携、精神科との連携）
- ・加算要件全般（加算要件が満たされているかどうかの確認）
- ・その他（定員、通院支援、職員教育等）

### ②受け入れ時の困難や課題

- ・事前に本人の情報が得にくい（生育歴や生活状況、障害特性、矯正施設からの情報）
- ・事前に本人の意向が確認できない（同意形成、見学や体験利用ができない）
- ・本人の経済面（所持金なし、障害基礎年金の未受給、衣類等の日用品も所持なし）
- ・身元引受人や家族の協力（身元引受人なし、家族と疎遠または関係希薄）
- ・他機関との連携が乏しい（行政機関との連携不備、他機関との連携）
- ・事前に諸手続が進められない（生活費の確保、障害基礎年金の申請や再開）
- ・本人の希望に添った環境調整が難しい（障害認知、本人ニーズと生活環境のズレ）
- ・他に受け入れ先がない（他の受け入れ先が見つからず利用開始）
- ・職員の理解（対応する職員の不安、事前の情報不足）
- ・障害支援区分の認定（適正な区分認定、支援の量と支援区分の乖離）
- ・その他（矯正施設での対応や移行判断等）

### ③支援（処遇）や再犯防止の手立てに関する困難や課題

- ・環境の調整・支援（ソフト・ハード面等の要因を取り除く等環境整備、十分な支援体制）
- ・本人自身の課題（更正への意識の低さ、感情のコントロールの難しさ、  
障害特性による突発的行動、成育環境による対人面の弱さ）
- ・本人の希望と管理（外出等の希望と職員体制の兼合い、単独外出による再犯の可能性）
- ・解決策がないこと（施設入所を望まない人への継続的な支援）
- ・特別な支援プログラム（成果が上がるプログラムの模索、学べる機会の不足）
- ・その他（成果が出るのに3年では困難、早期支援に繋がる事前情報・引継ぎが必要等）

### ④職員体制や対応する職員の質・技量に関する困難や課題

- ・職員数・職員配置（チーム支援・複数対応の必要性和職員配置の兼ね合い）
- ・支援の技量不足（異動等による質の担保が困難、効果的な支援方法のノウハウがない）
- ・他の利用者との違いに関する戸惑い（障害の種別や程度の違いによる対応の難しさ）
- ・「触法」のイメージが先行
- ・職員のメンタルヘルス（頑張りが報われないことによる疲弊感や精神的な苦痛）
- ・事前情報の不足（事前準備が困難）

### ⑤退所（移行）時、もしくは地域生活移行個別支援特別加算終了時の困難や課題

- ・退所後の場の確保（触法者を受け入れられる社会資源の不足、理解が得られにくい）
- ・関係機関との連携（移行のタイミングの難しさ、関係機関との情報共有が必須）
- ・継続した支援（退所後もしくは加算終了後も障害特性を理解した者からの支援が必要）
- ・再犯の心配（地域移行により支援体制や環境整備が難しいことによる再犯のリスク）
- ・本人の考え方や生活習慣（受刑中に築かれた生活や考え方の偏り）
- ・家族や地域住民の反対（過去のイメージの払拭が困難）
- ・本人ニーズと実態のズレ（本人の希望する生活や能力と利用できる資源等の不台致）

- ・本人の経済面（地域移行するための預貯金額の不足）

#### ⑥市町村や他機関（医療機関含む）の理解・協力・連携に関する困難や課題

- ・連携した支援の不足（専門機関連携が希薄、継続性の無さ、受け入れ施設の丸抱え的支援）
- ・手続き（制度理解不足、各種手続きに対する行政の無理解）
- ・理解の不足（行政や他法人の触法障害者に対する理解不足）
- ・「触法」のイメージが先行（地域からの反発、緊急時に支えあうような対応が課題）
- ・連携先の支援の質（相談事業所の質による連携体制の差、行政の相談員への丸投げ等）

#### ⑦地域の理解・協力・連携に関する困難や課題

- ・理解が広がらない（地域の理解・協力が困難、施設にとってはハイリスク、触法障害者を受け入れていることを地域に公表していない等）
- ・なんとか理解を得ているが…（潜在的な課題の存在、常に緊張感）
- ・対応する事業所が少ない（対応する事業所不足、総論賛成各論反対）
- ・移行先がない（受け入れ先がない等）

#### ⑧その他の困難や課題

- ・外出・外泊中の再犯リスク、家族・親族からの協力の難しさ
- ・その他（他の利用者への影響の大きさ、個人情報保護、災害時等の連携先不足、研修及び報酬等の制度の整備の必要性）

### (3) 自由記述のまとめ【総括】

「有効だった支援」は、『チーム支援』や『本人への個別の支援』に関する記述が多かった。職員間はもちろんのこと、事業所だけで問題を抱えるのではなく、他機関とも常に連携し情報を共有しながらチームで統一した支援や、障害特性や個人に即した支援を行うことが有効であったようだ。

「困難や課題」についての記述を見ると、『連携した支援の不足』や『環境の調整・支援』に関する記述が目立っており、「有効だった支援」で挙げられている内容とほぼ一致している。中でも一番多かったのは「受け入れ時の困難や課題」で、『事前に本人の情報が得にくいこと』や『事前に本人の意向が確認できないこと』が挙げられていた。福祉サービスの利用であるにもかかわらず、矯正施設から退所する時に多くの規制があり、本人がサービスを選んで（体験して）決めるという本来の流れとは程遠い実態がうかがえる。加えて、事前情報の取得、手帳や福祉サービスの手続き、障害基礎年金等の経済基盤の確保、身元引受人など、支援現場で起こっている具体的な課題等も多く記述されており、これらの課題の解決は各事業所の努力に任せるのではなく、社会的な課題として早急な対応（仕組みづくり）が必要であると考えられる。

『本人自身の課題』が挙げられた背景には障害特性によるものが大きいですが、家庭での養育力の欠如、経済的困窮、学校でのいじめの経験等、今まで育ってきた環境も大きく関係している様子がうかがえる。居場所があること、存在を認められること、他者から必要とされることが大切であり、それを意識した支援が有効との記述から、幼少期からの介入、早期療育がもたらす影響も大きいことを考えると、児童発達支援センター等も含めた障害福祉サービスが果たす役割は極めて大きいといえよう。

このような困難や課題を抱える中で、「触法障害者の受け入れは職員一人ひとりの支援の質の向上に繋がり、その点においては、他のご利用者にとっても良い影響がある」との記述があった。

これから触法障害者の受け入れを考えている事業所や受け入れを躊躇している事業所には、ぜひ知って頂きたい点である。

## 触法障害者の受け入れに関する調査（二次調査）

[基準日：平成 28 年 12 月 1 日]

日本知的障害者福祉協会 調査・研究委員会

この調査は、平成 28 年度『全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査』にて、地域生活移行個別支援特別加算を受給しているとお答えいただいた施設・事業所に、ご協力いただく調査です。

### 《留意事項》

- ①特別な指示がない場合には、平成 28 年 12 月 1 日現在でお答え下さい。
- ②ご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

施設・事業所の名称			
事業所の所在地			
経営主体の名称			
施設・事業所の種別	<input type="checkbox"/> ①障害者支援施設	<input type="checkbox"/> ②宿泊型自立訓練	
定員	人		
職名 記入責任者氏名		電話	

### 1. 法人及び事業所の状況についてお答えください。

(1) 貴法人における、地域生活定着支援センターや基幹型相談支援センターの運営、委託相談支援事業等の受託状況について、該当する箇所にチェック☑をつけて下さい。

#### 1. 受託している (H28. 12. 1 現在)

- ①地域生活定着支援センター
- ②基幹型相談支援センター
- ③委託相談支援事業
- ④自立準備ホーム (注1)
- ⑤その他 ( )

#### 2. 過去に受託していた (H28. 11. 30 以前)

- ①地域生活定着支援センター
- ②基幹型相談支援センター
- ③委託相談支援事業
- ④自立準備ホーム (注1)
- ⑤その他 ( )

注1：自立準備ホームとは、あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人、社会福祉法人などが、それぞれの特長を生かして自立に向けた生活指導などを行うもので、施設や居室も様々な形があります。

(2) 貴法人における、指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業の運営状況について、該当する形態にチェック☑をつけて下さい。

- 1. 指定特定相談支援事業を運営している
- 2. 指定一般相談支援事業【地域移行支援】を運営している
- 3. 指定一般相談支援事業【地域定着支援】を運営している
- 4. 何も行ってない

## 2. 貴事業所における、加算対象利用者の状況についてお答えください。

※☆印欄及び●印欄、◇印欄は、それぞれ人数が一致すること。

(1) 貴事業所における、平成28年12月1日現在までの地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)の対象利用者数について、加算要件毎にお答えください。

	【A】医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者		【B】矯正施設若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放の後、3年を経過していない者		その他(準ずる者)		計
	男	女	男	女	男	女	
H28.12.1現在	人	人	人	人	人	人	人
H28.11.30以前	人	人	人	人	人	人	☆ 人
小計	人	人	人	人	人	人	● 人
合計	人		◇	人	人		● 人

(2) (1)の【B】矯正施設若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放の後、3年を経過していない者について、以下の設問にお答えください。

① 内訳をお答えください。

	刑務所	少年刑務所	拘置所	少年院	少年鑑別所	婦人補導院	計
H28.12.1現在	人	人	人	人	人	人	人
H28.11.30以前	人	人	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人	人	◇ 人

② 貴事業所に入所するまでの状況をお答えください。

	矯正施設を退所等の後すぐ入所	更生保護施設・自立準備ホームを経由	一定期間在宅 ※更生保護施設等退所後も含む	その他	計
H28.12.1現在	人	人	人	人	人
H28.11.30以前	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	◇ 人

③ 入所（加算対象）に至った主たる触法行為の種類についてお答えください。

	窃盗・万引き		器物破損		暴行・傷害		わいせつ		詐欺 無銭飲食含		強迫		その他		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
H28. 12. 1 現在															人
H28. 11. 30 以前															人
小計															◇ 人
合計	人		人		人		人		人		人		人		◇ 人

(3) 加算対象利用者を受け入れるにあたっての、相談経路（主たる相談元）をお答え下さい。

※貴事業所に直接相談した機関(人)を1利用者につき1つ計上し、計は2（1）の合計と一致すること。

①相談支援事業所	人	⑩精神科病院	人
②地域生活定着支援センター	人	⑪地域包括支援センター	人
③基幹型相談支援センター	人	⑫市町村	人
④警察	人	⑬保健所	人
⑤検察庁	人	⑭家族	人
⑥保護観察所	人	⑮本人	人
⑦更生保護施設・自立準備ホーム	人	⑯その他1（ ）	人
⑧児童相談所	人	⑰その他2（ ）	人
⑨知的障害者更生相談所	人	⑱その他3（ ）	人
合 計			● 人

### 3. 加算対象者の入所時（加算開始時）の状況についてお答えください。

(1) 加算対象者の年齢

～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～74歳	75歳以上	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人

(2) 加算対象者の障害支援区分の状況 ※入所時もしくは入所後最も早く取得した区分に計上のこと。

未判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
人	人	人	人	人	人	人	人	● 人

(3) ①加算対象者の障害手帳所持の状況 ※手帳を複数所持している場合は全てに計上のこと。

療育手帳		身体障害者 手 帳	精神保健 福祉手帳	手帳未取得	計
軽度・中度	重度・最重度				
人	人	人	人	人	人

②上記の者の内、発達障害及び高次脳機能障害の診断を受けている人数

発達障害（自閉症スペクトラム・ADHD等）	高次脳機能障害
人	人

4. 過去に加算対象だった利用者の状況についてお答えください。

※☆印欄及び●印欄、◇印欄は、それぞれ人数が一致すること。

(1) 加算対象期間についてお答えください。

半年未満	半年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年	計
人	人	人	人	人	☆ 人

(2) 過去に加算対象だった者の加算対象終了時（移行）の状況と現在（28年12月1日）の状況についてお答えください。

	加算終了時	平成28年12月1日現在
①入所施設を利用（他入所施設含む）	人	人
②宿泊型自立訓練を利用	人	人
③グループホームを利用	人	人
④家族と在宅で生活	人	人
⑤一人暮らし	人	人
⑥再犯等により矯正施設へ	人	人
⑦不明	人	人
⑧その他	人	人
計	☆ 人	☆ 人

5. 触法障害者への支援で「有効だった支援」について、具体的な支援方法（他機関との連携や特別な支援プログラム等）を記述してください。

6. 触法障害者を受け入れたことによる良かった点を、該当する箇所にチェック☑をつけて下さい。

- 1. 職員及び事業所の質の向上
- 2. 地域の社会資源とのネットワーク構築
- 3. 社会的ニーズに対する貢献実績
- 4. 加算等による事業所収入の増加
- 5. その他 ( )

7. 触法障害者を実際に支援する上で直面した困難や課題について、簡潔に記述して下さい。

※①から⑧までお答えください。

①地域生活移行個別支援特別加算を受ける上での困難や課題 \*加算要件について等

②受け入れ時の困難や課題 \*身元引受人の有無や事前情報の入手について等

③支援（処遇）や再犯防止の手立てに関する困難や課題

④職員体制や対応する職員の質・技量等に関する困難や課題

⑤退所（移行）時、もしくは地域生活移行個別支援特別加算終了時の困難や課題

\*生活の場、就労の場、日中活動の場について等

⑥市町村や他機関（医療機関含む）の理解・協力・連携に関する困難や課題  
\*バックアップ体制について等

⑦地域の理解・協力・連携に関する困難や課題

⑧その他

ご協力誠にありがとうございました